

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年飯塚市条例第13号）第8条第1項の規定により、飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条第8条2項の規定により告示する。

令和8年3月16日

飯塚市長 武井政一

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

名称 飯塚市新産業創出支援センター

所在地 福岡県飯塚市幸袋576番地14

2 指定管理者となる団体

団体名 株式会社 福岡ソフトウェアセンター

代表者 代表取締役 高倉 孝

所在地 福岡県飯塚市幸袋526番地1

3 指定管理者に管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで